

四谷地区における区立小学校 の通学区域の見直しや緩和等の 検討について

意見募集

意見募集及び地域説明会においていただいたご意見については、通学区域の見直しや緩和等を検討する検討協議会において共有し、引き続き検討を行っていきます。

新宿区教育委員会事務局

1. 背景

四谷地区における区立小学校では、現在、児童数が増加している小学校と児童数が少ない小学校があります。

四谷小学校では、児童数の増加に対応するために、増築校舎の建設を進めており、令和7年度2学期からの供用開始に向けて、普通教室の確保を図っているところです。

一方で、近隣の花園小学校では単学級（一学年一学級）であり、児童数の増加を望む声が地域から寄せられている状況です。そうした課題を加味した対応策の一つとして、四谷地区における区立小学校の教育環境の維持向上を図るために、「四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を設置しました。この検討協議会において、通学区域の見直しや緩和等の方策（※）についての検討を、区立小学校や未就学児の保護者及び地域活動団体の方々のご意見を伺いながら進めています。なお、このたびの検討に伴う在校生への影響はありません。

（※）緩和等の方策
・通学区域の見直しの検討にあたり、保護者やお子さんに負担なく進めていくために、通学区域が変更になった場合でも、元の通学区域の小学校を希望すれば通学できるようにするなどの方策のこと

2. 検討協議会について

（1）検討協議会の概要

①設置 令和5年6月

②委員構成

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ・町会、自治会その他の地域活動団体の構成員 6名 | ・新宿区立子ども園・幼稚園保護者 4名 |
| ・新宿区立学校保護者 3名 | ・新宿区立学校長 3名 |
| ・教育に関する学識経験者 2名 | ・区職員 3名 |
| | 合計21名 |

③協議事項 四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しや緩和等について

④検討対象の通学区域 四谷小学校、四谷第六小学校、花園小学校の通学区域

（2）実施状況

- ・令和5年 8月21日（月） 第1回検討協議会
- ・令和5年10月26日（木） 第2回検討協議会

3. 四谷地区における区立小学校の現状と課題

下表にあるとおり、四谷小学校は児童数の増加により、令和11年度の学級数予測が24学級まで増加する見込みです。普通教室の上限数は、増築校舎建設により令和7年度の2学期より31となる予定ですが、校庭や体育館、プール等については、新たに増設することはできないため、今後も運用上の工夫が必要となります。なお、増築校舎建設前に21学級を超えることが見込まれるため、ランチルーム、図書室の普通教室への一時的な転用または、35人を超える学級を認める弾力的運用を検討します。

四谷第六小学校については、令和5年度の学級数が14学級であり、令和11年度の学級数予測は15学級に増える見込みです。教室の上限数については15教室まで対応可能であり、現時点で教室が足らなくなる心配はありませんが、決して余裕があるという状況ではありません。

花園小学校においては、現在、単学級（一学年一学級）であり、教室の上限数についても追加で整備が可能な状況です。こうした状況から、地域からは児童数の増加を望む声が寄せられています。

令和5年5月1日時点

学校名	学級数 (実績)	学級数 (予測値)						教室上限数 (整備可能数)
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
四谷小学校	20	21	23	23	23	23	24	21 (31)
四谷第六 小学校	14	14	14	14	14	15	15	15
花園小学校	6	6	6	6	6	6	6	12

※1 実績値は令和5年5月1日時点の学校基本調査によるものです。学級数の予測値は住民基本台帳登録人口と過去の入学率等により算出しています。

※2 教室上限数は、学童クラブや放課後子どもひろば等の活用スペースを含んだ上限数となります。今後、学童クラブ等への施設提供や工事によって増減する可能性があります。

4. 通学区域の基本方針について

通学区域については、平成24年4月に新宿区教育委員会が示している「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」の中で、「現行の通学区域を維持する」ことを基本としています。

現在の通学区域には、小学校と中学校との通学区域の整合性や、特別出張所所管区域等との整合性が取られていない箇所等、課題はありますが、これまで培ってきた地域とのつながりを大切にすべきであり、できるだけ現行の通学区域を維持することを基本とします。ただし、次のような場合は見直しについて検討を行うこととしています。

- (1) 普通教室不足が懸念され、改修等によってもその確保が困難な場合は、早急に検討すること。
- (2) 道路の開通等によってまちの姿が大きく変わる場合などについては、特に通学の安全確保の視点から検討すること。

5. 通学区域の見直しによる効果について

通学区域の見直しを行った場合は、次の点について効果が期待できると考えています。

- (1) 四谷小学校では、児童数が減少することで、校庭や体育館、プール等の利用にあたり、利用人数を緩和することができること。
また、増築校舎分の普通教室も含めて、余裕が出るため、これまで普通教室に転用した生活科室、特別活動室、会議室、メモリアルホール等の復活や、図書室等の拡張等についても必要に応じた対応をとることができること。
- (2) 通学区域の見直しにより、通学距離が短くなること。
- (3) 花園小学校では児童数が増えること。

6. 通学区域の検討に伴う検証資料の作成について

通学区域の検討にあたっては、まず、四谷小学校の通学区域の中で、他の小学校と隣り合っている地域（片町、四谷坂町、四谷四丁目、富久町8番・9番、愛住町）について、通学区域を変更した場合に、学級数の変化や、通学距離などによるどの程度影響が出るのかを確認し、検討を行っています。

以下で示す検証資料については、この検証資料の中から必ず決めるものではなく、様々な可能性を踏まえて検討するためのものとなります。

<隣接地域についての検証（検証資料1）～（検証資料8）>

- （検証資料1）片町
- （検証資料2）片町＋四谷坂町
- （検証資料3）四谷四丁目＋富久町8番・9番＋愛住町
- （検証資料4）四谷四丁目＋富久町8番・9番
- （検証資料5）四谷四丁目
- （検証資料6）四谷四丁目＋富久町8番・9番＋愛住町
- （検証資料7）四谷四丁目＋富久町8番・9番
- （検証資料8）四谷四丁目（外苑西通りから西側）

⇒それぞれの検証内容については、次ページ以降に記載しています。

なお、通学区域の見直しの検討にあたり、児童の通学距離が短くなることを重視するとともに、保護者やお子さんに負担なく進めていくために、通学区域が変更になった場合でも、元の通学区域の小学校を希望すれば通学できるようにするなどの緩和策についても検討していく必要があると考えています。

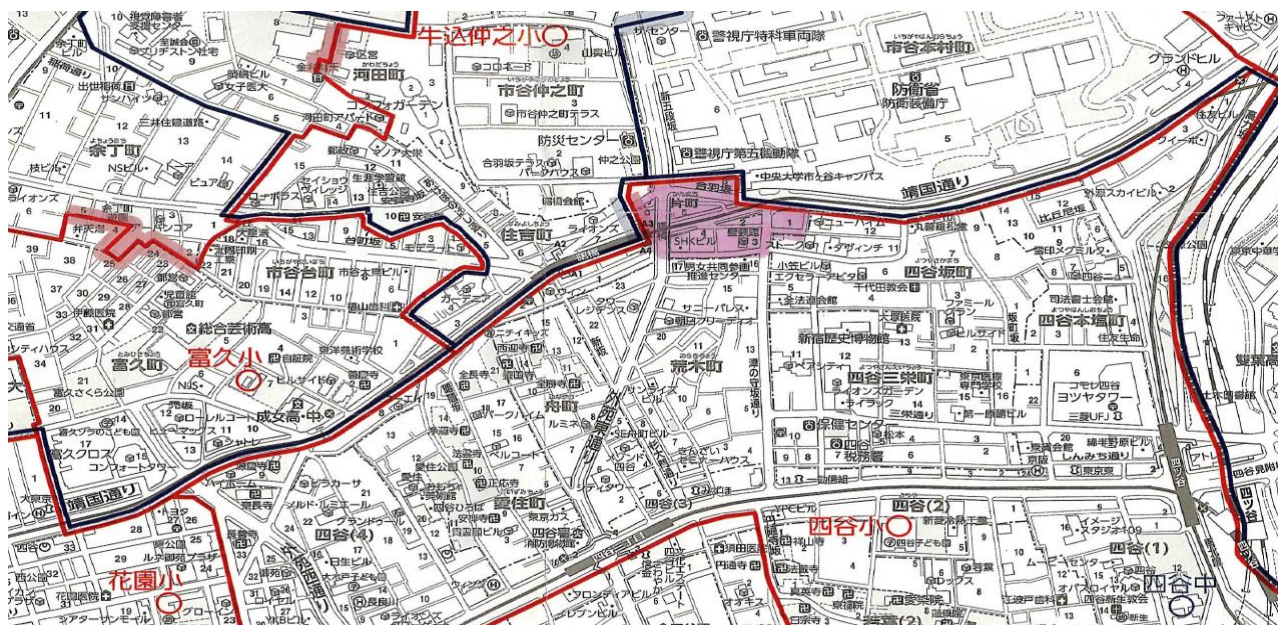
(検証資料1) 片町を→仮に牛込仲之小学校の通学区域に変更することとした場合

【通学区域の見直しによる学級数の推移】

四谷小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	20	21	23	23	23	23	24
学級数(見直し後)	20	21	23	23	23	23	24
教室上限数	21	21	21(31)	31	31	31	31

牛込仲之小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	12	12	12	12	12	12	12
学級数(見直し後)	12	12	12	12	12	12	12
教室上限数	19	19	19	19	19	19	19

令和11年度までの間、四谷小の学級数の減少につながらないとともに、四谷小と牛込仲之小の通学区域では、中学校の通学区域との不一致が生じてしまいます。



— 小学校通学区域界
— 中学校通学区域界

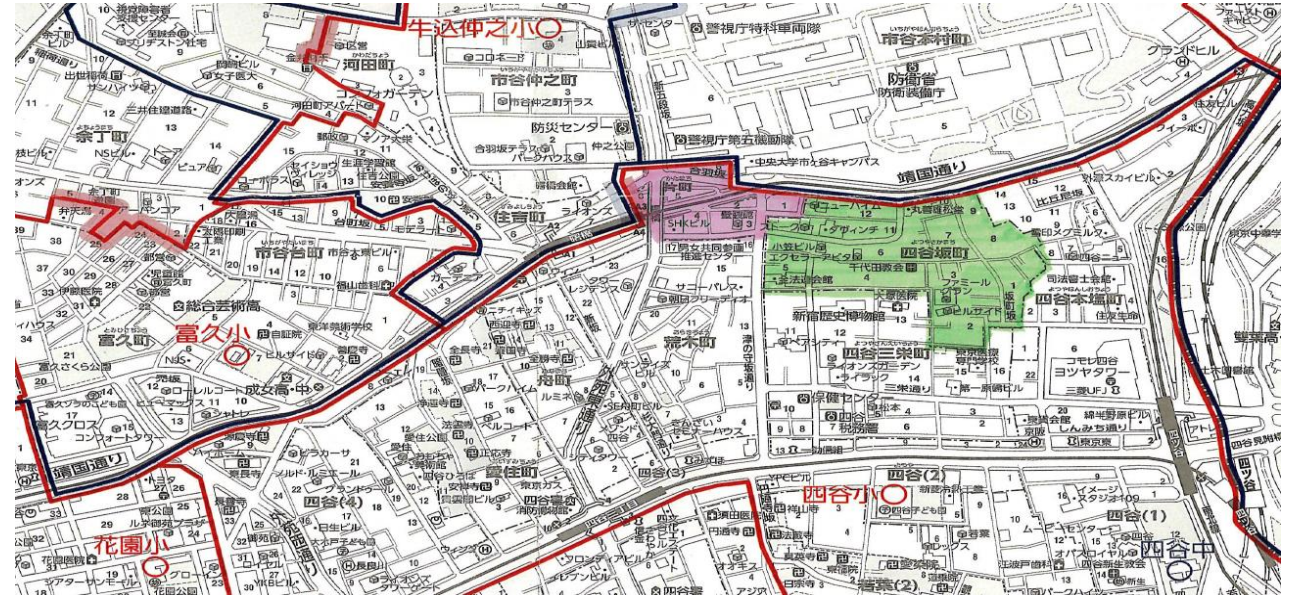
(検証資料2) 片町+四谷坂町を→仮に牛込仲之小学校の通学区域に変更することとした場合

【通学区域の見直しによる学級数の推移】

四谷小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	20	21	23	23	23	23	24
学級数(見直し後)	20	21	22	22	21	21	22
教室上限数	21	21	21(31)	31	31	31	31

牛込仲之小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	12	12	12	12	12	12	12
学級数(見直し後)	12	12	12	12	12	13	14
教室上限数	19	19	19	19	19	19	19

令和11年度には四谷小の学級数が2学級減少します。一方、牛込仲之小の学級数は2学級増えますが、教室上限数の19の範囲内です。ただし、四谷小と牛込仲之小の通学区域では、中学校の通学区域との不一致が生じます。また、四谷坂町の児童が牛込仲之小に通う場合は通学距離が長くなってしまいます。



— 小学校通学区域界
— 中学校通学区域界

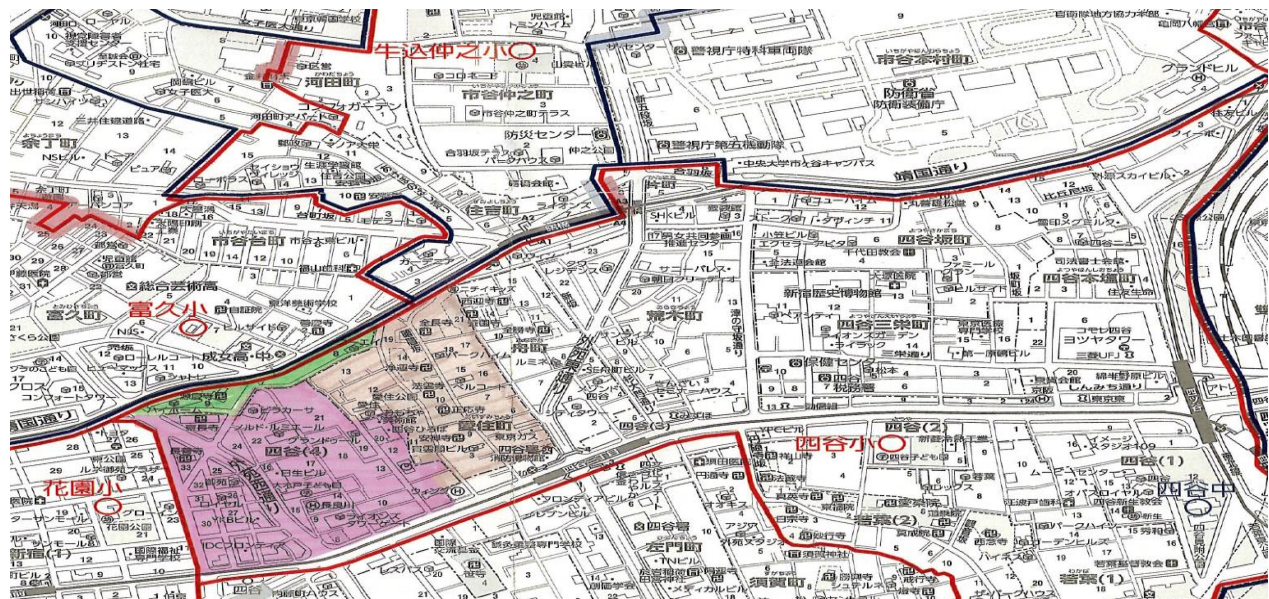
(検証資料3) 四谷四丁目+富久町8番・9番+愛住町を→仮に富久小学校の通学区 域に変更することとした場合

【通学区の見直しによる学級数の推移】

四谷小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	20	21	23	23	23	23	24
学級数(見直し後)	20	21	22	21	20	19	19
教室上限数	21	21	21(31)	31	31	31	31

富久小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	11	12	12	12	12	12	11
学級数(見直し後)	11	12	12	13	13	14	14
教室上限数	12	12	12	12	12	12	12

令和11年度には四谷小の学級数が5学級減少します。一方、富久小の学級数は3学級増え、教室上限数の12を超過します。また四谷小と富久小の通学区では、中学校の通学区との不一致が生じるとともに、愛住町の児童が富久小に通う場合、住所地によっては通学距離が長くなってしまいます。



- 小学校通学区境界
- 中学校通学区境界

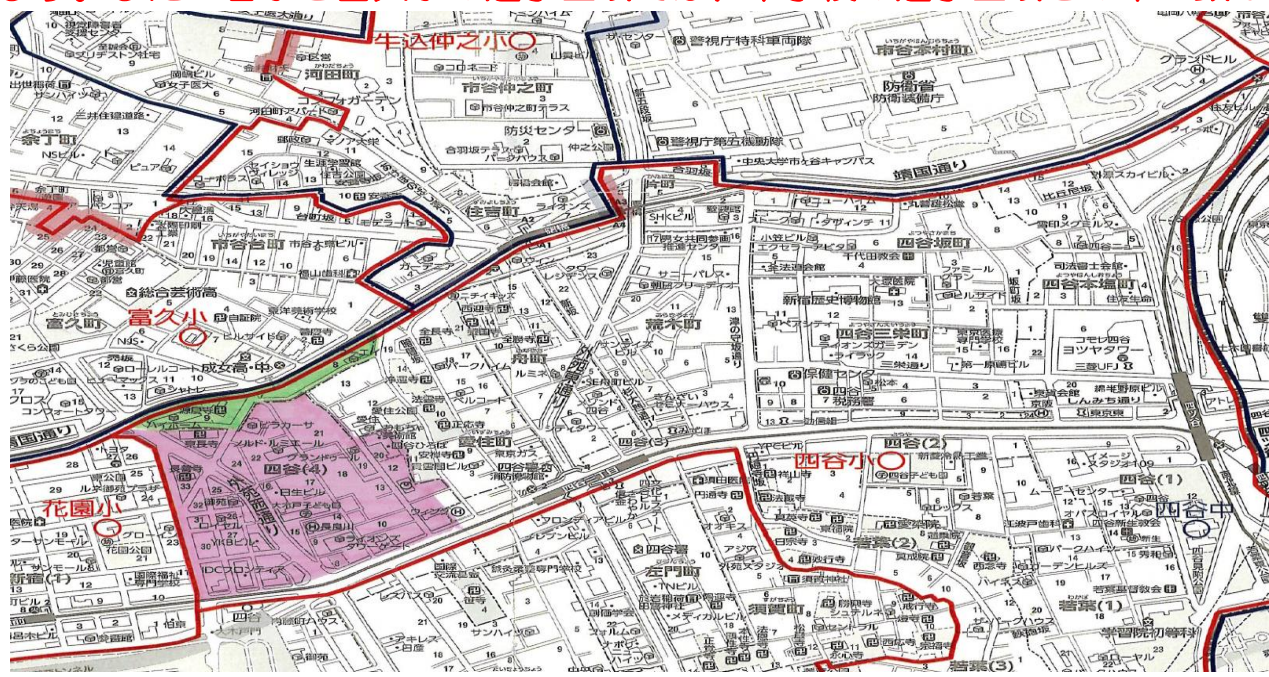
(検証資料4) 四谷四丁目+富久町8番・9番を→仮に富久小学校の通学区域に変更することとした場合

【通学区域の見直しによる学級数の推移】

四谷小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	20	21	23	23	23	23	24
学級数(見直し後)	20	21	22	22	21	20	20
教室上限数	21	21	21(31)	31	31	31	31

富久小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	11	12	12	12	12	12	11
学級数(見直し後)	11	12	12	12	12	12	12
教室上限数	12	12	12	12	12	12	12

令和11年度には四谷小の学級数が4学級減少します。一方、富久小の学級数は1学級増え、教室上限数の12に達します。また四谷小と富久小の通学区域では、中学校の通学区域との不一致が生じてしまいます。



— 小学校通学区域界
— 中学校通学区域界

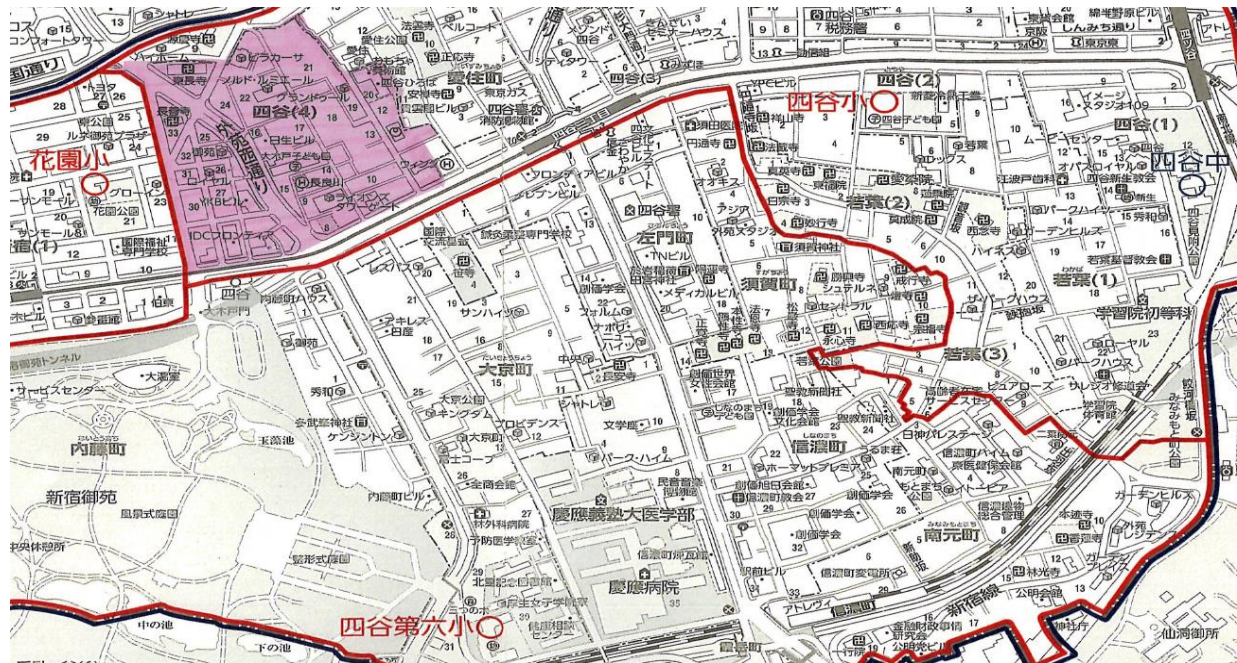
(検証資料5) 四谷四丁目を→仮に四谷第六小学校の通学区域に変更することとした場合

【通学区域の見直しによる学級数の推移】

四谷小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	20	21	23	23	23	23	24
学級数(見直し後)	20	21	22	22	21	20	20
教室上限数	21	21	21(31)	31	31	31	31

四谷第六	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	14	14	14	14	14	15	15
学級数(見直し後)	14	14	15	16	16	18	18
教室上限数	15	15	15	15	15	15	15

令和11年度には四谷小の学級数が4学級減少します。一方、四谷第六小の学級数は3学級増え、教室上限数の15を超過します。



— 小学校通学区域界
— 中学校通学区域界

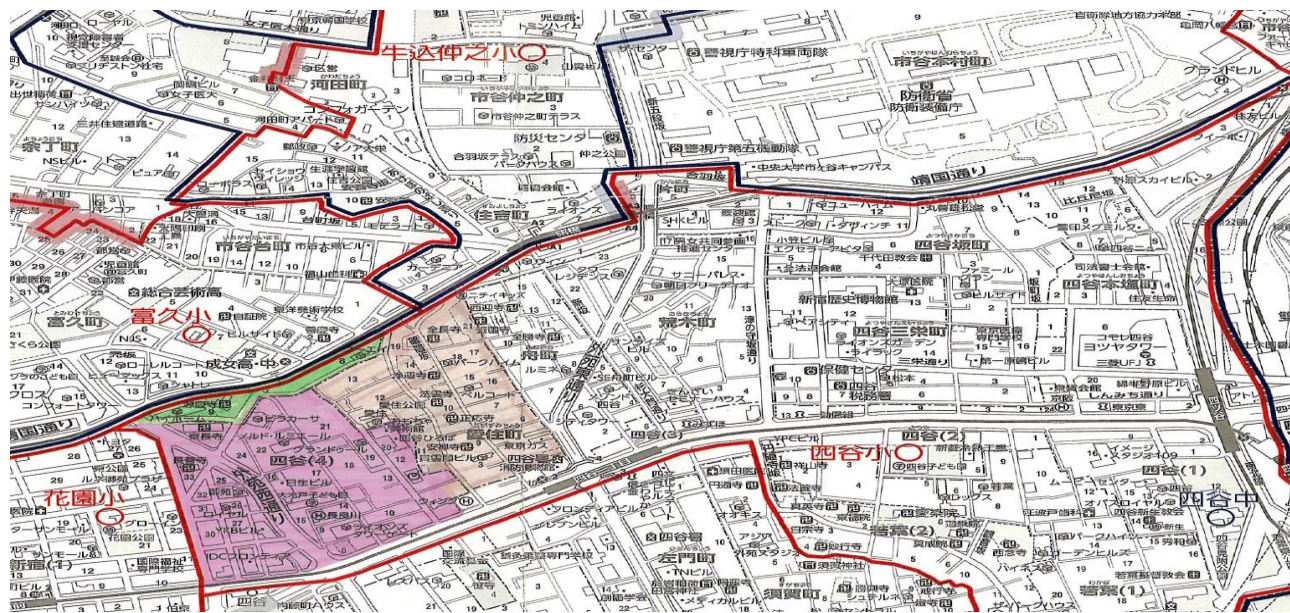
(検証資料6) 四谷四丁目+富久8番・9番+愛住町を→仮に花園小学校の通学区域に変更することとした場合

【通学区域の見直しによる学級数の推移】

四谷小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	20	21	23	23	23	23	24
学級数(見直し後)	20	21	22	21	20	19	19
教室上限数	21	21	21(31)	31	31	31	31

花園小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	6	6	6	6	6	6	6
学級数(見直し後)	6	6	7	8	9	10	11
教室上限数	12	12	12	12	12	12	12

令和11年度には四谷小の学級数が5学級減少します。一方、花園小の学級数は5学級増えますが、教室上限数の12の範囲内です。ただし、愛住町の児童が花園小へ通う場合は住所地によっては通学距離が長くなってしまいます。



— 小学校通学区域界
— 中学校通学区域界

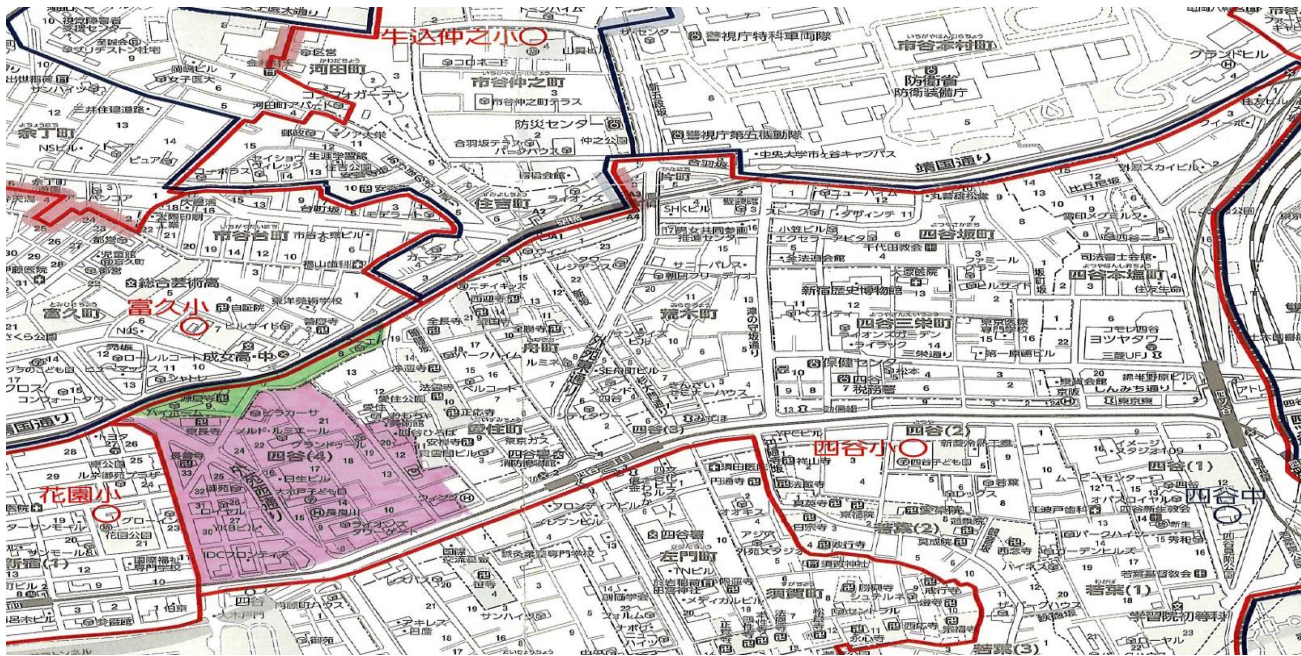
(検証資料7) 四谷四丁目+富久8番・9番を→仮に花園小学校の通学区域に変更することとした場合

【通学区域の見直しによる学級数の推移】

四谷小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	20	21	23	23	23	23	24
学級数(見直し後)	20	21	22	22	21	20	20
教室上限数	21	21	21(31)	31	31	31	31

花園小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	6	6	6	6	6	6	6
学級数(見直し後)	6	6	7	8	9	10	11
教室上限数	12	12	12	12	12	12	12

令和11年度には四谷小の学級数が4学級減少します。一方、花園小の学級数は5学級増えますが、教室上限数の12の範囲内です。また、当該地域では通学区域の見直しにより通学距離が長くなることはありません。



— 小学校通学区域界
— 中学校通学区域界

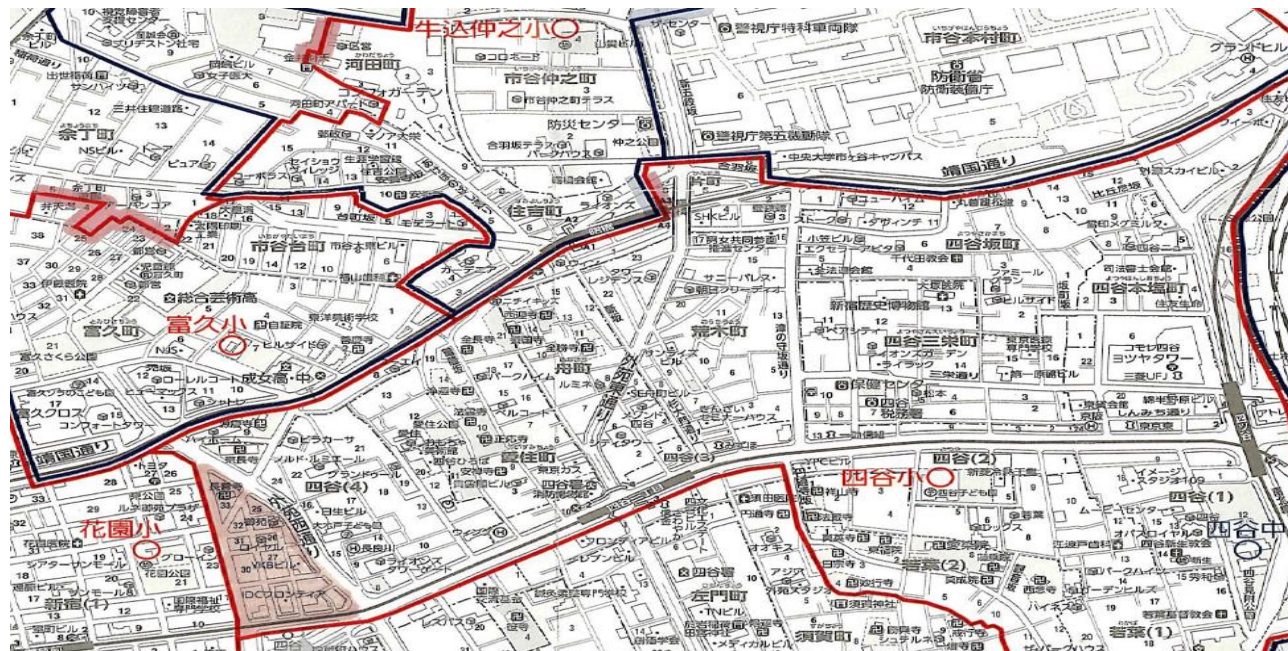
(検証資料8) 四谷四丁目(外苑西通りから西側)を→仮に花園小学校の通学区域に変更することとした場合。

【通学区域の見直しによる学級数の推移】

四谷小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	20	21	23	23	23	23	24
学級数(見直し後)	20	21	23	23	23	22	23
教室上限数	21	21	21(31)	31	31	31	31

花園小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数(現行)	6	6	6	6	6	6	6
学級数(見直し後)	6	6	6	6	6	7	8
教室上限数	12	12	12	12	12	12	12

令和11年度には四谷小の学級数は1学級減少します。一方、花園小の学級数は2学級増えますが、教室上限数の12の範囲内です。また、当該地域では通学区域の見直しにより通学距離が長くなることはありません。



— 小学校通学区域界
— 中学校通学区域界

7. 通学区域の見直しにおける緩和策について

通学区域の見直しの検討にあたり、児童の通学距離が短くなることを重視するとともに、保護者やお子さんに負担なく進めていくために、通学区域が変更になった場合でも、元の通学区域の小学校を希望すれば通学できるようにするなどの緩和策についても検討していく必要があると考えています。

検討協議会で紹介した通学区域の変更等に伴う緩和策について、他自治体の事例は、以下の内容です。

<他自治体事例>

①緩和策について

通学区域の変更等に伴い、変更した地域にお住まいの対象者は、変更前の通学区域の学校も希望により選択可能とする。

②経過措置期間について

(事例1) 当分の間とする。

(事例2) 兄弟姉妹が、変更前の旧通学区域の学校に在籍する場合は、兄弟姉妹が在籍する間を経過措置期間とする。

兄弟姉妹が、変更前の旧通学区域の学校に在籍していない場合は、通学区域等の変更年度を含む2年間を経過措置期間とする。

⇒今後、他自治体の事例や、検討協議会並びに意見募集、地域説明会などで出されたご意見等をもとに検討していきます。

8. これまでの検討協議会での主なご意見等について

第2回検討協議会までに各委員から出された主な意見は以下のとおりです。今後、意見募集及び地域説明会によりいただいたご意見を、第3回の検討協議会において共有し、引き続き検討を行っていきます。

(1) 全体事項について

- ①いろいろなしがらみは捨てて、どうしたら児童のためになるかを中心に考えたい。
- ②検討にあたり重視するのは、学習環境など子どもの学びを確保することを第一優先に考えるべき。
- ③これまでの町、地域のつながりを大切にしたい。

(2) 通学区域の分け方、検証資料1～8について

- ①四谷小の児童数の減少を目指すならば、広めに通学区域を変更して、希望する家庭は変更前の通学区域とすればいいのではないか。
- ②数字だけで見ればベストは（四谷四丁目、富久町8番・9番を仮に花園小学校の通学区域に変更することとした場合）の検証資料7で、次は（四谷四丁目、富久町8番・9番、愛住町を仮に花園小学校の通学区域に変更することとした場合）の検証資料6が良い。
- ③町会ごとに通学区域が違うことはやめてほしい。同じ町会は同じ学校、同じお祭りに参加できるのが良い。
- ④通学区域を道路で切るのは不自然
- ⑤通学区域の分け方については、教育に対する考え方や働き方、地域との関わり方などについて多様な考え方をされるご家庭もあり、町会の単位ごとの区切りにあまりこだわらなくても良いのではないか。
- ⑥選択的な要素を花園小と四谷小の間で作るのが良い。児童数の増加が見込まれる富久小と四谷第六小を通学区域の見直しに加えることは適当でない。

(3) 緩和策について

- ①対象者が選べるように柔軟な対応は必要だが、あまり選択肢を設けすぎて保護者が悩まないようにするべき。
- ②事務局から紹介があった他自治体事例のような、変更前の通学区域の学校も選択できるといった柔軟な対応には賛成。
- ③四谷小学校に入学することを見越して四谷子ども園に入園させたため、今通学区域が変わってしまうことに対する懸念がある。特に年中から年長児は入学を間近に控えて友達との関係性が出来始めており、このタイミングでの通学区域の変更は精神的負担が大きい。
- ④兄弟が既に四谷小学校に通っている(もしくは卒業生である)ため、下の子どものタイミングで通学区域が変わってしまうことに懸念がある。
- ⑤経過措置期間について、当面の間として期間を定めなくても良い。
- ⑥経過措置期間の緩和策としては、以下を提案したい。
 - ア 通学区域の見直し対象区域に在住する未就学児は、期間を設けて学校の選択をできるようにする。
 - イ 通学区域の見直し対象区域に在住する未就学児の兄弟が、旧通学区域の小学校に在籍している場合、旧通学区域の小学校への通学を選択できるようにする（出来れば学校と保護者の繋がりをふまえ、兄弟が卒業生である場合も含む）。
 - ウ 通学区域の見直し対象区域に在住する在校生は、卒業まで旧通学区域の小学校に通学できるようにする。

8. これまでの検討協議会での主なご意見等について

(4) その他

- ①花園小の校庭はスクールパークの良さがある一方で、セキュリティ面での対策を示してほしい。
- ②児童数が少ないことにより敬遠されてしまうため、抜本的に児童数を増やす対策が必要である
- ③所属団体でのwebアンケートの結果、検討協議会で議論してほしいことは、「安全な通学路の確保ができること」が一位、その他、「1クラスあたりの児童数が少なすぎず子どもにとって適切な環境であること」、「1クラスあたりの児童が多すぎず先生の目が行き届くこと」が上位であった。
- ④所属団体での意見は、学級数を適正規模まで減らしてほしいという意見と、現状維持でいいという意見の両方があった。
- ⑤増築校舎ができるため、このタイミングで通学区域を引き直す必要があるのか。
- ⑥三校統合時の約束事として「通学区域は守られる」という話があった。また四谷ひろばを学校として活用してほしいという陳情も継続審議のため、通学区域の変更は反対。
- ⑦通学区域の対応は5・6年先では遅い。早急な対応が必要。
- ⑧社会情勢の変化によって、教育をとりまく環境は常に変わるので、柔軟な発想で対応していく必要がある。
- ⑨増築校舎ができる令和7年度を乗り切れば通学区域を変更しなくても良いのではないか。

9. 意見募集について

実施期間	令和5年12月5日（火）から令和6年1月5日（金）まで
意見の提出方法	<p>意見用紙か任意の用紙に住所・氏名、区内在勤・在学の方は勤務先・学校の名称・所在地、区内在住・在勤・在学でない方は同案件との利害関係、ご意見を記入し、1月5日（金）までに下記の提出先へ郵送（必着）・ファックスまたは直接持参により、ご提出ください。（新宿区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。下記URLもしくは二次元コードからご確認ください。）</p> <p>https://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/gakko01_000001_00015.html</p> <p>※ご意見については、どなたでもお寄せできます。</p>



10. 地域説明会の開催について

地域説明会では、これまでの通学区域の見直しや緩和等の検討内容についてご説明させていただき、皆様からご意見をお伺いします。

(1) 日時 ※両回とも説明内容は同じです。

第一回説明会 令和5年12月14日（木）午後7時から午後8時まで

第二回説明会 令和5年12月16日（土）午前10時から午前11時まで

(2) 参加できる方：どなたでもご参加いただけます。

(3) 会場：四谷地域センター12F 多目的ホール ※当日直接会場へお越しください

(4) 住所：内藤町87番地

(5) 定員：各回100名程度 ※先着順

11. 提出先・問合せ

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

新宿区 教育委員会事務局 学校運営課（新宿区役所 第一分庁舎 4階）

03-3209-1111（代表）（内線：6187） 03-5273-3106（直通）

03-5273-3580（FAX）